

平成30年

大東四條畷消防組合議会第1回臨時会会議録

平成30年7月12日 開会

平成30年7月12日 閉会

大東四條畷消防組合議会

平成 30 年 大東四條畷消防組合議会第 1 回臨時会会議録

目 次

第 1 日（平成 30 年 7 月 12 日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	2
○開会	3
○日程第 1 議席の指定について	4
○日程第 2 会議録署名議員の指名について	4
○日程第 3 会期決定について	4
○日程第 4 議会議案第 1 号	4
○日程第 5 議長の選挙について	6
○日程第 6 議席の変更及び指定について	8
○日程第 7 議案第 7 号	9
理事者説明	9
質疑	10
○閉会	14

平成 30 年 大東四條畷消防組合議会第 1 回臨時会（第 1 日）

平成 30 年 7 月 12 日（木）

○ 議 事 日 程

- | | | | |
|-----|------|-------|-----------------------------------|
| 第 1 | | | 議席の指定について |
| 第 2 | | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 3 | | | 会期決定について |
| 第 4 | 議会議案 | 第 1 号 | 議長の辞職許可について |
| 第 5 | 選挙 | 第 1 号 | 議長の選挙について |
| 第 6 | | | 議席の変更及び指定について |
| 第 7 | 議案 | 第 7 号 | 大東四條畷消防組合議会の議決すべき事件を定める
条例について |

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 から第 7 まで

○議員定数 9 名

出席議員 8 名

1 番 大東 真司

5 番 藤本 美佐子

8 番 瓜生 照代

2 番 天野 一之

6 番 吉田 裕彦

9 番 寺坂 修一

4 番 澤田 貞良

7 番 曾田 平治

欠席議員 1 名

3 番 水落 康一郎

○説明者

管理者	東坂 浩一	四條畷消防署長	新堂 裕治
副管理者	東 修平	次長兼	
会計管理者	山鬼 太	大東消防署消防課参事	前田 長昭
消防長	牧野 功	次長兼警防課長	木村 真敏
消防次長	田中 伸和	総務課長	堤 悟士
大東消防署長	瀧田 昭彦	予防課長	横田 博

○職務のために出席した者

総務課長補佐 古川 智広

○事務局

大東消防署消防課長補佐 田形 耕一 総務課上席主査 春日 直樹 総務課主査 野村 達也

○本会議の会議事件

- ・大東四條畷消防組合議会の議決すべき事件を定める条例について

【開会 13時40分】

(大東議長) これより、平成30年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を開会いたします。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回臨時会を招集されましたところ、議員各位には時節柄何かとご多忙の中、ご臨席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられますとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(大東議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに、平成30年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日ご提案申し上げます議案は、条例の制定1件でございます。

何とぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

(大東議長) 次に、事務局より議員の出席状況の報告をお願いします。

(田形大東消防署消防課長補佐) 報告します。水落議員は欠席する旨の届出がございましたので、ご報告を申し上げます。

(大東議長) 本日は、8名の出席をいただいております。議会は成立いたします。この際、申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりでございます。これによりご了承いただきたいと存じます。

次に、事務局より諸般の報告をお願いします。

(田形大東消防署消防課長補佐) ご報告をさせていただきます。

大東市議会より選出されておりました小南議員が当組合議員の職を辞職されたことに伴い、大東市議会において当組合議会議員の選出選挙が行われましたところ、寺坂議員が新たに選出されておられますのでご報告いたします。

次に、四條畷市議会より選出されておりました大矢議員、渡辺議員が当組合議員の職を辞職されたことに伴い、四條畷市議会において当組合議会議員の選出選挙が行われましたところ、藤本議員、曾田議員が新たに選出されておられますのでご報告いたします。以上でございます。

【日程第1 議席の指定について】

(大東議長) それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議席指定の件を議題といたします。

議席指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。議席につきましては、ただいまご着席のとおりでございます。私、大東は9番とさせていただきます。

【日程第2 会議録署名議員の指名について】

(大東議長) 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号2番 天野議員、5番 藤本議員を指名いたします。

【日程第3 会期決定について】

(大東議長) 次に、日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。暫時休憩いたします。

【休憩 13時43分】

〔9番・大東議長退席〕

【再開 13時44分】

【日程第4 議長の辞職許可について】

(瓜生副議長) 議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま大東議長より議長辞職願が提出されましたので、この際、議長の辞職許可についての件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長の辞職許可についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号につきましては、本件を日程第4といたします。

それでは、日程第4、議会議案第1号 議長の辞職許可についての件を議題といたします。

事務局より辞職願を朗読いたします。

(田形大東消防署消防課長補佐) (朗読)

辞職願

私はこの度、一身上の都合により消防組合議会議長の職を辞したいので許可下さるようお願いいたします。

平成30年7月12日

大東四條畷消防組合議会議員 大東 真司

大東四條畷消防組合議会副議長 瓜生 照代 様

以上です。

(瓜生副議長) お諮りいたします。

大東議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって大東議長の議長辞職は許可されました。

しばらくお待ちください。

〔9番・大東議員復席〕

ただいま議長を辞職されました大東議員よりご挨拶をいただきます。

(大東議員) 議長の辞職に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

昨年7月、皆様のご推挙により議長という大役を仰せつかり、微力ではございましたが、議長の職責を果たすべく1年間邁進してまいりました。

本日こうして議長の職を辞する日を迎えられるのも、議員の皆様、また管理者をはじめ理事者の皆様のご協力のおかげと感謝を申し上げます。

今後とも、組合議員として頑張ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(瓜生副議長) ありがとうございました。

ただいま議長を辞職されました大東議員に対し、議会を代表いたしまして一言お礼を申し上げます。

大東議員は、議長としてその職務に精励され、消防行政の推進のため大きく貢献されました。ここに深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも健康にご留意され、市民の安心・安全の向上のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

それではお諮りいたします。

ただいま大東議員の議長辞職に伴い議長に欠員が生じたので、この際、地方自治法第103条第1項の規定により、議長選挙の件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よってこの際、議長の選挙についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号については、本件を日程第5といたします。

【日程第5 議長の選挙について】

(瓜生副議長) それでは日程第5 選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、投票により行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票によることに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は8名です。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

投票用紙の配布漏れはございませんでしょうか。

【「なし」の声あり】

配布漏れなしと認めます。

〔投票箱設置〕

それでは投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

投票箱異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局が氏名を読み上げますので、点呼の順番により投票願います。

投票順は議席番号順とし、私、瓜生を最終といたします。

点呼を命じます。

(田形大東消防署消防課長補佐) それでは、議席番号順で点呼をとらせていただきます。

1番 寺坂議員、2番 天野議員、4番 澤田議員、5番 藤本議員、6番 吉田議員、7番 曾田議員、9番 大東議員、8番 瓜生議員。以上でございます。

〔投票終了〕

(瓜生副議長) 投票漏れはありますか。

【「なし」の声あり】

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開場〕

それでは開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、4番澤田議員、6番吉田議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票8票、無効投票0票 有効投票中、寺坂議員8票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。

よって、寺坂議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選された寺坂議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、寺坂議員にごあいさつを受けることといたします。

(寺坂議員) ただ今、議員各位のご推挙を賜り議長に当選いたしました寺坂でございます。この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

初めに大阪北部地震、そして今回の西日本豪雨でお亡くなりになられた方々、被害に遭われました皆様にご心よりお見舞い申し上げます。そして現在、被災地で消防、警察、自衛隊の方々が夜を徹しての救助活動を行われていますことに対して、心より感謝申し上げます。

私たち組合議員は両市の市民の皆様に消防組合の活動を理解していただき、安心・安全・無災害のまち、大東・四條畷市のまちづくりを推進することが大事であると考えます。

議員各位並びに管理者はじめ理事者の皆様方のご理解とご支援をいただき組合議会活動をさらに活発に行ってまいりたいと改めて決意いたしまして議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(瓜生副議長) 以上で私の職務は終わりとさせて頂き、議長の職を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

【休憩 13 時 56 分】

〔8 番・瓜生副議長復席〕

【再開 13 時 57 分】

【日程第 6 議席の変更及び指定について】

(寺坂議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議席の変更及び指定についての件を日程に追加し、議題とし、先議いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、この際議席の変更及び指定についての件を日程に追加し、議題とし、先議することに決定いたしました。

なお、日程番号につきましては、本件を日程第 6 といたします。

それでは、日程第 6 議席の変更及び指定の件を議題といたします。議席の変更及び指定は、会議規則第 3 条の規定により行います。

変更後の議席と氏名を事務局より朗読させます。

(田形大東消防署消防課長補佐) 1 番 大東議員、2 番 天野議員、4 番 澤田議員、5 番 藤本議員、6 番 吉田議員、7 番 曾田議員、8 番 瓜生議員、9 番 寺坂議員。以上でございます。

(寺坂議長) お諮りいたします。

ただいま、事務局が朗読しましたとおり、議席を変更することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議席につきましては、ただいま朗読のとおりとさせていただきます。

暫時休憩いたします。

【休憩 13 時 58 分】

【再開 13 時 59 分】

【日程第 7 議案第 7 号 大東四條畷消防組合議会の議決すべき事件を定める条例
について】

(寺坂議長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 7 議案第 7 号 大東四條畷消防組合議会の議決すべき事件を定める条例について、理事者の説明を求めます。

(堤総務課長) 議長

(寺坂議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 議案第 7 号『大東四條畷消防組合議会の議決すべき事件を定める条例』につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の 1 ページ及び 2 ページをお開きください。

また、別途お手元に配布しております議案説明資料 1 ページの概要も併せてご覧ください。

本案は、本組合の行政運営の指針となる総合計画を策定するにあたり、施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める基本計画について、その策定、変更又は廃止を、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件として定めるものでございます。

総合計画に関する議会の議決につきましては、平成 23 年 5 月 2 日の地方自治法の改正により、市町村毎の独自の判断によるものとなりました。

この改正法の施行後、構成両市においては、総合計画の基本構想及び基本計画を、議決すべき事件として条例制定されており、本組合においても当該計画の重要性を鑑みまして、この条例制定をお願いするものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

なお、基本計画の策定スケジュールとしては、組合議会への中間報告、パブリックコメントを経て、来年2月の定例会への議案上程を予定しております。

以上、何とぞよろしく、ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

(寺坂議長) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(大東議員) 議長

(寺坂議長) 大東議員

(大東議員) いよいよ総合基本計画の策定ということでありました。消防組合議会が始まって5年であります。その中で初めて総合計画というものを策定するわけでありますが、様々な各市の、組合の総合基本計画を見ましたけども、本当にもう似通った形になるんでしょうけども、ありきたりの形になっていると思いました。そこでやはり今回の災害の件もそうですけども、大東四條畷の風土、土地柄、人もそうですけども、そういったものに即した、しっかりした基本計画にさせていただきたいなと思います。つまり大東四條畷の特色をより活かしたものにさせていただきたいと思っております。そのへんのところの考え方についてお聞きしたいと思っております。

(堤総務課長) 議長

(寺坂議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えいたします。策定を予定しております計画では、本組合における課題をしっかりと抽出したうえで、今後の組合のあるべき姿を描くため、課題や目標に対し行う事業に実現性と効果があり、将来に渡って継続的に消防力を維持・強化できるものに作り上げたいと考えております。以上です。

(大東議員) 議長

(寺坂議長) 大東議員

(大東議員) まだまだこれからね、出来上がる前でございますので特に先ほども申しあげましたように、今回の地震そして豪雨災害。大東市では、はや山荘あたりでの落石がございました。大きな被害が出ました。そしてまた、四條畷市におきましてもそのような被害が出ているとお聞きしていますので、そういったものへの新たな案件に対しての防災力の向上というのでも盛り込んでいただきたいのと、そしてもうひとつは大東市・四條畷市が持っている消防力の、例えば民間の消防団の皆さん、そしてまた企業の火災予防協会の皆さん。そういったところと連携そして自主防災組織との連携、様々あるという風に思います。つまり大東市独自が持っている優れたその消防力を活かしき

っていくような基本計画のあり方をしっかりと明記をしていただきたい、こういう形でございます。ただ記していくんじゃないで、どういう風にしてそれを活用していけるのか、というのが重要な総合基本計画だと思っておりますので、ただ書面にしたらいいということじゃなく、そして有効に活かされる形にさせていただきたいというお願いでございます。

(堤総務課長) 議長

(寺坂議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 計画の策定にあたりましては構成市の地域防災計画との関連性を保つことは必要になると考えております。しかしながら具体的な災害対応等につきましては総合計画で記載する想定はございませんが、大規模災害に備えた訓練の実施でありましたり、広域的な連携の強化といった施策についてはしっかりと盛り込むことを検討してまいります。また消防団等の関係につきましては策定委員会等の構成員として消防団員の方に参加いただくという予定はございませんが、消防団等の関係団体は業務上の密接な関係がございますので丁寧な情報提供を心がけてまいります。以上です。

(大東議員) 議長

(寺坂議長) 大東議員

(大東議員) より多くの方々の協力無くしてこの災害の体制、救助そしてまた消火活動というのは行われなわけでございますから、どうかお願いを、そういった方の意見も合わせてよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

(天野議員) 議長

(寺坂議長) 2番天野議員

(天野議員) 天野です、よろしくお願いいたします。この条例案につきまして3つほど質問をさせていただきます。まずはこの総合計画、現在のところ無いと解釈できるのですが、法改正の根拠に基づいて独自に策定が必要と至る経過において、明確化していきたい課題についての見解を求めます。2点目は先ほどこの条例のスケジュールについてご説明あったと思うのですが、まず来年の2月の議会でこの総合計画等が具体的に発表されるということが1点と、10月の段階で策定の中間報告が受けられると、事前説明があったのですが、一応このスケジュールで間違いはないか確認いたします。そして3点目はこの計画策定にあたって、まだ出来てないという風にとれるのですが、今後どのような計画を盛り込む構想であるのか、現在分かる範囲での具体的な内容についての中身がありましたら聞かせていただけますでしょうか。以上です。

(堤総務課長) 議長

(寺坂議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えいたします。基本計画では向こう10年間の将来目標や分野別の基本方針等を定めてまいります。長期的な視点に立って本組合の将来の方向性を示すものでありますので、議員の皆様の御承認を賜りたく議会の議決のプロセスを経てまいりたいと考えた次第でございます。策定のスケジュールにつきましては先ほどのご説明と重複いたしますが、消防本部に設置しております策定委員会で計画案を作りまして、その後、議会への中間報告を行わせていただきパブリックコメントを経て来年2月の定例会で議案上程させていただきたいと考えております。また基本計画の予定している内容でございますが、計画は消防の在るべき姿を描いた指針といたしたいと考えておりまして、具体的には財政運営をはじめとした消防行政の推進、指令センターの更新をはじめとした消防施設の整備、消防車両の更新による消防力の強化、住宅防火等の予防行政の推進。これら4つの柱を基本として策定することでただいま検討しております。以上です。

(天野議員) 議長

(寺坂議長) 天野議員

(天野議員) 要望ですけれども、具体的な内容については今後どんどんと具体化・明確化してくる中で議会にも色々出していただいて議論も出来るということでもありますから、やはり今、災害の問題とか、もちろん大東四條畷もそうですし広域の災害のあった時のそういう体制等も踏まえて、私たち議員やあるいは市民の皆さんにも分かり易く、市民の皆さんの命もきちんと守っていけるようなしっかりとした議論を私も進めていきたいと思っておりますので、そのために分かり易い資料の提示や計画の提示提案をぜひともお願いしたいと思います。以上です。

(寺坂議長) 他にございませんか。

(澤田議員) 議長

(寺坂議長) 4番澤田議員

(澤田議員) 確認なんですけれども、これから総合計画を色々と考えていかれるということで向こう10年間の中での在り方ですね、その検討の中でいわゆる大阪府の指針では、たしか北河内消防組合というのが理想の形だということを示されていますけれども、向こう10年でもありますから例えば守門の組合との連携及び検証ですね、そういったものも踏まえた中で検討された上で計画をまとめていかれるのか、そこの考え方をお聞かせください。

(堤総務課長) 議長

(寺坂議長) 堤総務課長

(堤総務課長) ただいまのご質問にお答えいたします。消防力の整備指針につきましては国が全国的に示す共通の指針に基づきまして地域の実効性も加味した消防施設や人員についての基礎数値を自主的に決定するものと理解しております。今後の体制としまして、行財政上のスケールメリット等を実現出来ることを前提とした消防の広域化等については実効性があるというところの確認をしながら今後も前向きに検討してまいりたいと思います。

(澤田議員) 議長

(寺坂議長) 4番澤田議員

(澤田議員) 例えば通信業務ですね、救急業務その広域化、一部の連携ですね。そういったことをそれぞれの組合消防の中で検討するというのも非常に大事なと思いますので、先ほど各議員から言われましたように所謂、基本構想の中でもっと大きな視野の中でやっていくんだ、その中で本組合がどういった立ち位置を示すのか、そこを盛り込んでいかないとですね、その場的なありきたりなものになってしまいます。それをですね、これからまとめられていく過程の中で議論しましたと、しかしながら効果がどうなんだと御説明があれば我々も納得しますけれども、今後そういったところも踏み込んだ御検討のほどをぜひよろしくお願いしたいと思います。

(寺坂議長) 答弁はよろしいですか。

(堤総務課長) 議長

(寺坂議長) 堤総務課長

(堤総務課長) 現在の通信指令センターにおきましては平成35年度での更新整備を予定しております。更新にあたりましてはその運用方法や規模につきまして様々な角度で検討していかなければならないと考えております。以上です。

(寺坂議長) 他にございませんか。よろしいですか。

それでは質疑無しと認め、質疑を終了いたします。

討論を省略し直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。
それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることといたします。

(東坂管理者) 議長

(寺坂議長) 東坂管理者

(東坂管理者) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

平成30年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を招集させていただき、ご提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠に有難うございました。

今議会中に賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に十分に活かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会にあたりまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(寺坂議長) 本臨時会の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位をはじめ皆様方には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

これもちまして、平成30年大東四條畷消防組合議会第1回臨時会を閉会いたします。
ご起立ください。

「礼」「ありがとうございました。」

【閉会 14時14分】

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 寺坂 修一

2 番議員 天野 一之

5 番議員 藤本 美佐子